

令和8年 生駒市農業委員会臨時会会議録

会議主管課 農業委員会

会議開催日時 令和8年7月21日（火）午前10時00分

会議開催場所 市役所 302会議室・401・402会議室

出席者 会長 8番 今井 正徳

農業委員会委員

1番	山角 ひろ子	2番	岡田 啓秀
3番	辻 英雄	5番	有山 富士美
6番	棚田 秀治	7番	影林 則昭
9番	西川 和宏	10番	井山 茂

農地利用最適化推進委員

岩前 利典	松井 清次
池田 典夫	田中 良治
西野 慎一	井上 久子

欠席者 池谷 初英 藤田 満

招集者 市長 小紫 雅史

説明者 事務局 部長 坂谷 操 次長 梅谷 信行

農林課長 澁谷 嘉洋 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 書記 田所 智

傍聴者 1名

議事次第

審議事項

- 議案第1号 議席の決定について
- 議案第2号 会長の選出について
- 議案第3号 副会長の定数について
- 議案第4号 副会長の選出について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第6号 議事録署名について
- 議案第7号 農業委員会の運営について
- その他

- 係長 開会宣言
出席者数による会議の成立を確認
本日の会議は、第25期農業委員の任期満了後、最初に行われる会議であるため、
『農業委員会等に関する法律』第27条第1項但し書きの規定により、市長が招集した。
また同法律第32条の規定により公開する旨を宣言
傍聴人1名
市長に辞令交付を依頼
- 市長 [農業委員会委員10名に辞令交付]
- 係長 市長に挨拶を依頼
- 市長 [挨拶]
- 係長 農業委員会委員の紹介
担当部長及び次長、農林課長の紹介
農業委員会事務局員の紹介
[市長退席、部長、次長、農林課長退席]
- 係長 会長決定までの仮議長の選出を依頼
[「事務局に一任」の声あり]
- 係長 会長決定まで、農業委員会事務局長が仮議長として議事の進行役を務める。
局長に仮議長役を依頼
- 仮議長（局長）
議案第1号「議席の決定について」を説明
議席については、「生駒市農業委員会会議規則」第6条第1項の規定により、「抽選で決める。」とあり、抽選で決定する。抽選の方法については、事務局から説明させていただく。
- 係長 議席について、抽選箱から1から10までの数字が書かれた抽選棒を一本ずつ各委員が引くことで決定したいと思う。
- 仮議長（局長）
意見・質問について出席委員へ確認
[「異議なし」の声あり]
[抽選棒による議席番号決定]
- 係長 各委員の議席について、発表
- 仮議長（局長）
議案第2号「会長の選出について」を説明
会長の選出については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』により、互選会の中で互選することになっている。この互選会は、同規程第5条の規定により、互選資格者の3分の2以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数で決定すると規定されている。本日の会議は、10名中9名の出席があり、互選会は要件を満たしている。また、互選に関する事務の管理について、同規程第6条第1項の規定

により、互選会の承認を得て、互選管理人1人を定めなければならないとされており、この管理人については、同規程第6条第2項の規定により、職員をもって充てることができる」とされている。

只今の互選管理人について、田所書記を指名してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

「異議なし」という声をいただいたので、互選管理人は田所書記に決定する。

議案第2号「会長の選出について」は、『農業委員会等に関する法律』第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とある。互選方法についての意見を諮りたい。

〔「事務局に一任」の声あり〕

○仮議長（局長）

互選の方法については、『生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程』によれば、第7条の規定より単記無記名の投票で行う場合と、第11条の規定より指名推薦により行う場合があり、指名推薦の場合は、第11条2項の規定より互選資格者全員の同意が必要となっている。

今回は指名推薦で決めたいと思うが、よろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

先ずは指名推薦により決めていただきたいと思う。どなたか推薦する意見はないか。

○委員 前回、副委員長をされていた今井委員を推薦する。

○仮議長（局長）

今井委員を推薦するというご意見をいただいたが、他に意見はないか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長（局長）

全員の賛成をいただいたので、「生駒市農業委員会の会長等の互選に関する規程」第11条第2項の規定により、今井委員を生駒市農業委員会会長に決定させていただく。

○仮議長（局長）

会長に挨拶を依頼

○会長 〔挨拶〕

○仮議長（局長）

農業委員会の会議における議長については、『生駒市農業委員会規則』第7条の規定により、「会議の議長は、会長があたる。」とあるため、会長に議事進行を依頼する。

○議長（会長）

議案第3号「副会長の定数について」だが、「生駒市農業委員会規則」第5条第1項によると、「委員会に若干名の副会長を置く。」と規定されており、その定数を決めたいと思う。どのように決めたらいいのか、意見をいただきたい。

○委員 北から1名、中・南から1名の2名体制ではどうか。

○議長（会長）

副会長の定数は、2名ということでよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（会長）

「異議なし」という声をいただいたので、副会長の定数は、2名に決定させていただく。

○議長（会長）

議案第4号「副会長の選出について」だが、農業委員会規則第5条第2項の規定では、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。」とあるため、職務代理の選出についても諮りたいと思う。どのように決めたらいいのか、意見をいただきたい。

○委員 会長からの推薦がよいと思う。

○議長（会長）

「会長からの推薦」という声をいただいたので、私から推薦させていただく。

副会長には、南地区からは前回推進委員をやっていた棚田委員、中地区からは井山委員を推薦させていただくとともに、棚田委員には、職務代理もお願いしたいと思う。

○議長（会長）

会長・副会長決定につき、互選管理人の職を解き、互選会終了を宣言

議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明を事務局に依頼

○係長 生駒市農地利用最適化推進委員の委嘱について説明

農地利用最適化推進委員は、「農業委員会等に関する法律」（第17条から第20条）に基づき農業委員会が委嘱する特別職の地方公務員で、担当区域における農地の利用を最適化するために現場活動において、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の推進を役割としている。

農業委員は、議会の同意を得た上で、市長による任命となるが、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱する。

農地利用最適化推進委員については、本年1月13日～2月9日までの間で推薦・募集を行い、応募結果については、「生駒市農地利用最適化推進委員の候補者の選定手続き等に関する規則」に基づいて「委員候補者評価委員会」を開催し、評価委員会から農業委員会に対し選考結果の報告を受けている。

審議をお願いしたい。

○議長（会長）

意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長（会長）

議案のとおり承認することによいか。

〔「異議なし」の声あり〕〕

○議長（会長）

議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認を宣言

農地利用最適化推進委員に決定した7人の委員について委嘱状を交付したい。事務局からの連絡を依頼

○議長（会長）

議案第6号「議事録署名について」の説明を事務局に依頼

○係長 議事録署名について説明

『農業委員会等に関する法律』第33条の規定により議事録を作成し、公表することになっており、会長及び会長が指名した農業委員2名の合計3名にお願いしたいと考えている。議事録については事務局で案を作成し議事録の署名をしていただく委員に郵送するので、議事録の確認いただき、問題がなければ定例会の始まる前に署名捺印をお願いしたい。

○議長（会長）

意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長（会長）

異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕〕

○議長（会長）

議案第6号「議事録署名について」の承認を宣言

議事録署名については、事務局の説明どおり、議長である私と、座席の順番に2名の委員を議事録署名委員として指名したいと思う。本日の議事録からとなるため、1番 山角委員、2番 岡田委員にお願いしたい。

議事録（案）は、事務局が委員会終了後、作成し、担当の議事録署名委員のところへ郵送するので手元に届いたら、内容を確認いただき、疑義等あれば、事務局まで連絡をお願いする。

8月の定例会の開始前に、議事録に署名捺印をお願いしているので、議事録署名委員の方は、認印を必ずご持参していただきたい。

〔休憩〕

〔再開〕

○係長 再開を宣言

午前中の当臨時会において委嘱が決定した生駒市農地利用最適化推進委員に対し、委嘱状を交付する。

会長に辞令交付を依頼

○会長 〔農地利用最適化推進委員 7 名に辞令を交付〕

○係長 農業委員会委員の紹介

農地利用最適化推進委員の紹介

担当部長及び次長、農林課長の紹介

農業委員会事務局員の紹介

○係長 部長に挨拶を依頼

○部長 〔挨拶〕

〔部長、次長、農林課長退席〕

○係長 生駒市農業委員会会議規則第 7 条の規定により今井会長に議長として議事進行を依頼

○議長（会長）

議案の第 1 号から第 6 号までは、午前中の当委員会でご審議を頂いてるため、

議案第 7 号「農業委員会の運営について」の説明を事務局に依頼

〔議案読み上げ〕

○係長 農業委員会の運営について説明

① 今後の予定について

② 農地利用最適化推進委員の当委員会への出席について

③ 「地域計画」ブラッシュアップのご協力について

生駒市農業ビジョンの改訂のご協力について

④ 委員会前の現地調査の方法について

⑤ 農地パトロールについて

⑥ 報酬について

以上、審議をお願いしたい。

○議長（会長）

意見・質問について出席委員へ確認

○議長（会長）

今後の予定の補足として、毎月委員会がありその前に委員会現地調査がある。これは農地転用がなされた農地を見に行くのだが、正副会長とその農地のある地区の農業委員さんと、推進委員さんに来ていただく事になる。農地転用については、申請者は農業委員ではなく推進委員さんに書類を持って行き、推進委員が現地を見ていただく事になる。例えば農地を駐車場へ転用する際には周辺農地に影響はないか等、事務局に聞きチェックして問題がなければ農業委員連絡用紙に署名・捺印して頂く。そしてその農地を委員会現地調査の際に立ち合いし、問題がなければ次の委員会で審議案件

として、審議していただく。委員会は毎月1回必ずあり、現地調査は該当の案件がある場合のみ実施する。

最初に事務局から説明のあったさつまいも畑の草刈りは8月定例会の午前中に行う。これも前回からずっとやってきている。農業祭の折に農業委員会としても参加できないかという事で先人の方たちが考えて親子でさつまいも掘りをやろうということになった。場所は北コミの西側にある駐車場の南側の畑である。事前に応募をして抽選に当たった方がさつまいも掘りをされる。その為の段取りとして、草刈りやマルチ張りを行っている。非常に暑い時だが、8月に草刈りを行い、10月にも草刈りと蔓返しを行う。

農地パトロールについては、月2回で1回30分程度行っただき、年に2回利用状況調査を丸1日行っただき。

報酬については、事務局からの説明通り、翌月の5日までに当月の勤務実績報告書を事務局に提出していただきたい。

○書記 現地調査の件だが、市街化調整区域は県許可になるが、農地の売買や貸借は市の許可になり、このあたりも現地調査業務の対象になる。これらは推進委員さんの経由印が必要となる。

○議長（会長）

もしもわからない事等あったら事務局に相談していただけたらと思う。事務局には机に置いている資料等の説明をして欲しい。

○委員 推進委員の農表委員連絡用紙の経由印の話を全くされていないが、その取扱いの説明もして欲しい。

○書記 経由印の説明

○係長 配布物の説明

○委員 資料を見ていると、条文によって推進委員に渡すコピー数がまちまちだが、推進委員としては判子を押すので、資料のコピーをいただきたい。3条の場合の位置図2部というのは、1部は推進委員がストックするとして、もう1部はどうするのか等教えて欲しい。

○書記 4条と5条の転用関係は県と事務局に1部ずつの2部提出してもらおう。必ず経由印を押してもらおうので、申請者にはまず推進委員に連絡してどんな書類の写しが必要かを確認するよう伝えている。転用関係なら、最低限申請書の写しと図面等と伝えている。

○委員 私は農家区長も兼ねており、今まで申請書類などは全てコピーをいただき個人情報もあるのできっちりストックしている。ただ農業委員会では3条なら位置図だけとあるので、それ以上要求するのは難しいのではないかと思います。市と農業委員と申請当事者との間のトラブルになりかねないので、この通りにするが、任意でもらうのはありなのか。

○議長（会長）

必要だと思われたなら、任意でもらって良い。推進委員に経由印をもらうに当たり書

類に抜けがあるといけないので、必要な書類は何かというのは添付書類に書かれているのか。

○書記 先ほど配布した農業委員会資料の中にもあるが、必要なものは全て記載している。窓口に来られたら、記載されている書類は全て揃えてから推進委員さんのところに行って経由印をもらってくださいと伝えている。

○委員 連絡用紙だけを持ってくる場合は断ってもいいのか。

○書記 それは断っていただいていい。

○係長 申請者には必要書類が記載されているものを申請書と一緒に渡している。例えば内容によっては建物の平面図と書かれていても、不要の場合もあるので、もし書類がない等あれば事務局に連絡いただければすぐ回答させていただく。何か疑問等あれば事務局まで問い合わせをいただきたい。

○委員 業務報告書だが、以前推進委員をしていた時には必ずしも期限内に届けられない場合があるので、メールで送信しても良いか。

○書記 持参でもメールでもかまわない。

○委員 農業委員会も行政手続法が適用になると思うが、申請書を推進委員に持ってきたときに適正審査期間があると思うが、申請者からどれくらい時間がかかるかを聞かれたらどう答えたらいいのか。

○書記 生駒市の場合は、調整区域内の転用申請、3条申請等の審議案件は月末が締切になっており、市許可に関しては委員会が終わった1週間後くらいまでには許可証を渡せるようにしている。県許可の転用に関しては月末締切で、委員会で審議があった後、最短でも次の月の月末から翌々月くらいになる。市街化区域の転用は市許可で随時受付なので受付後1週間くらいで受理通知書を渡している。

○議長（会長）

審議案件は月末締めで、翌月に現地調査をして審議をするので月末を超えると1日であろうが30日であろうが同じ期間になる。

○議長（会長）

議案第7号「農業委員会の運営について」の承認を宣言

○議長（会長）

「その他」に関する意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長（会長） 閉会宣言

午後4時21分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会臨時会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 8 番

農業委員 1 番

農業委員 2 番
